

改正案	現行
<p>(自動車登録番号標の封印等に関する離島及び市町村の指定) 第二条 法第十一条第一項の離島は、本土との隔絶の状態及び当該離島に使用の本拠を有する自動車の数を考慮して国土交通大臣が指定する離島とする。</p> <p>2 法第十一条第一項の市町村は、自動車の使用の本拠の分布の状態を考慮して国土交通大臣が指定する市町村とする。</p>	<p>(自動車登録番号標の封印等に関する離島及び市町村の指定) 第二条 法第十一条第二項の離島は、本土との隔絶の状態及び当該離島に使用の本拠を有する自動車の数を考慮して国土交通大臣が指定する離島とする。</p> <p>2 法第十一条第二項の市町村は、自動車の使用の本拠の分布の状態を考慮して国土交通大臣が指定する市町村とする。</p>

